

資料4

平成28年度 見直しの検討結果

答申の内容		改正を行わなかった理由
<p>現行の「青少年」の規定「20歳未満」を「18歳未満」に改正することについて</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公職選挙法で定める選挙権年齢は18歳に引き下げられましたが、民法の成年年齢の引下げについては、法改正の見通しが立っていない状況にあります。 ・例えば、日本弁護士連合会は、未成年者取消権の喪失、親権対象年齢の引下げ、養育費支払終期の繰上げなどの問題があるとして、慎重であるべきとの意見を出されているなど、国民や法曹界の間でも必ずしも意見がまとまっているとは言えない状況にあります。 	<p>民法改正の結論が見えていない現状において、青少年の人権の尊重を規定した第8条について、その年齢を引き下げることにについては慎重であるべきであり、今後民法の改正が現実化した時点で再度検討すべきものであるとの結論に至りました。</p>
<p>条文中の「青少年」を「少年少女」に改正することについて</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市民が知恵を出して自ら作り出した自治基本条例制定の経緯からすれば親近感が持てる表現であると捉える意見もありましたが、言葉に対する印象は人それぞれで異なり、審議会においても一つの結論に至りませんでした。 ・仮に「少年少女」と表現したとしても、対象となる世代を明確にすることはできません。 ・国の法令においては「青少年」の文言は用いられていますが、「少年少女」の文言が用いられているものはなく、法制上も適切な表現とは言えません。 	<p>現行どおり「青少年」とすることが適切であるとの結論に至りました。</p>